

第6節 生活保護

1 管内における生活保護事務

当所で取り扱っていた郡部の生活保護事務については、市町村合併により、旧能美郡3町(根上町、寺井町、辰口町)は能美市へ(平成17年2月1日合併)、旧江沼郡山中町は加賀市へ(平成17年10月1日合併)それぞれ移管された。

また、平成17年4月の県組織規則の改正により、能美郡川北町に係る生活保護事務は石川中央保健福祉センター福祉相談部で執行されることになった。

補足：各種業務の対象地域は以下のとおりとなっている。

対象地域	業務内容	
小松市 加賀市 能美市	児童福祉 老人福祉	
川北町		障害者福祉 母子・父子福祉 民生委員

生活保護の事務処理は平成17年4月より、石川中央保健福祉センターで執行されている。